

## 介護老人保健施設らくらく一色 運営規程

### (施設の目的)

第1条 医療法人深見十全会が開設する介護老人保健施設らくらく一色（以下「施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の従業者は要介護者の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。

2 施設の従業者は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。

3 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設らくらく一色
- (2) 所在地 愛知県西尾市一色町松木島丸山 54 番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

医師 1名以上

薬剤師 1名以上

看護職員 10名以上（常勤換算）

介護職員 24名以上（常勤換算）

支援相談員 1名以上

理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤換算）

管理栄養士又は栄養士 1名以上

介護支援専門員 1名以上

従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う

- (4) その他職員 1名以上

施設の清掃・保守等を行う

(入所者定員)

第5条 入所定員 100名とする。

(保健施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導

## 2 その他の費用

施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。なお、居住費及び食費については、介護保険限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日当りの料金とする。

1. 居住費 多床室(24室) 458円、従来型個室(14室) 1,731円(1日あたり)
2. 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。

個室A(トイレ付)	550円(税込)
個室B(トイレ無)	330円(税込)
2人室	165円(税込)(1日あたり)
3. 食費 1,967円(1日あたり)
4. 理美容代は、2,750円(税込)を徴収する。
5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、日用品費 143円(税込)、娯楽教養費 88円(税込)(1日あたり)を徴収する。尚、個別レク材料費及び年間行事参加費は実費徴収とする。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の利用者に迷惑にならないようにする。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の利用者に迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第9条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 基礎勉強会 月1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人深見十全会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束等)

第10条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第11条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(衛生管理)

第13条 施設において感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(虐待の防止のための措置)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から改定する。

介護老人保健施設らくらく一色 運営規定の新旧対照表

新	旧
<p>第6条 (略)</p> <p><u>2 その他の費用</u></p> <p>施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。なお、居住費及び食費については、介護保険限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日<u>あたり</u>の料金とする。</p> <p>1. 居住費 多床室 (24室) <u>458円</u>、従来型個室 (14室) <u>1,731円 (1日あたり)</u></p> <p>2. 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。</p> <p>個室A (トイレ付) <u>550円 (税込)</u></p> <p>個室B (トイレ無) <u>330円 (税込)</u></p> <p>2人室 <u>165円 (税込) (1日あたり)</u></p> <p>3. 食費 <u>1,967円 (1日あたり)</u></p> <p>4. 理美容代は、<u>2,750円 (税込)</u>を徴収する。</p> <p>5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、日用品費 <u>143円 (税込)</u>、娯楽教養費 <u>88円 (税込) (1日あたり)</u>を徴収する。尚、個別レク材料費及び年間行事参加費は実費徴収とする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>※ 3. 食費…については令和3年8月1日変更済 (後でトラブルとなる)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p><u>2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。なお、居住費及び食費については、介護保険限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日<u>当り</u>の料金とする。</u></p> <p><u>その他の費用</u></p> <p>1. 居住費 多床室 (24室) <u>458円/日</u>、従来型個室 (14室) <u>1,731円/日</u></p> <p>2. 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。</p> <p>個室A (トイレ付) <u>500円</u></p> <p>個室B (トイレ無) <u>300円</u></p> <p>2人室 <u>150円</u></p> <p>3. 食費 <u>1,914円 (1日あたり)</u></p> <p>4. 理美容代は、<u>2,500円</u>を徴収する。</p> <p>5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、日用品費 <u>130円/1日</u>、娯楽教養費 <u>80円/1日</u>を徴収する。尚、個別レク材料費及び年間行事参加費は実費徴収とする。</p> <p>(以下省略)</p>